

## 分譲内容

### ◆申込資格等

土地譲渡代金の支払いが可能な方

### ◆分譲条件

- 1) 土地用途の指定 申込者本人又は同居する親族が所有し居住する住宅の敷地として利用していただきます。
- 2) 建築入居制限 土地売買契約成立の日から5年以内に住宅を建築し、かつ入居していただきます。
- 3) 土地代金の支払 売買土地の代金については、一括払い若しくは分割払いとします。なお、一括払いについては、契約から3ヶ月以内とします。また、分割払いについては、最大5年間としますが住宅建設時までには、分割払いを終了してください。
- 4) 契約保証金 契約保証金は、免除します。
- 5) 連帯保証人 分割払いの方については、連帯保証人2名が必要となります。
- 6) 所有関係等 売買土地は、申込者本人の所有とさせていただきます。
- 7) 違約金等 代金支払い前の契約解除については、違約金として契約金額に1日当たり365分の5%の割合で契約日から申し出日までの日数を乗じた金額を徴収します。その他の契約違反については、売買土地の評価額の10%に相当する額の違約金等を徴収します。
- 8) その他 随時、先着順で受付けをしています。申し込みは、企画財政課（上湧別庁舎）に備え付けの申込書に必要事項を記入し提出ください。  
※申込書は町ホームページからダウンロードできます。